

ご旅行条件書 (手配旅行・旅行相談)

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約(含む旅行相談)が成立した場合契約書面の一部となります。
毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部・旅行相談契約の部)によります。
ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

1.お申し込みについて

(1)当社指定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の20%相当額以上のお申込金をお預かりいたします。
なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。

(2)お電話によるお申込みもお受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。

(3)手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

2.旅行業務取扱料金

各種取扱料金に関しては、当社[旅行業務取扱料金のページ](#)をご参照下さい。

3.ご旅行代金

(1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただけます。

(2)当社は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

4.当社の責任及び免責事項

『手配旅行』

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

ア)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ)運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

ウ)運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ)日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

オ)自由行動中の事故

カ)食中毒

キ)盗難

ク)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

『旅行相談』

(1)契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の翌日から起算して6ヶ月以内に通知があった場合に限りです。

(2)当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

4.通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

- 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
- 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- 通信契約の申込みの際に、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
- 通信契約を締結しようとする場合において、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
- 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- 携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みを受け取る場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 会員の通信機器に前項7に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

5.個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、【1】当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承諾をいただきます。

(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ

プ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、ソレックスインサイト 株式会社のホームページをご参照ください。

(ご参考)

●運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

1.JR（使用開始(入鉄)前であつ有効期間内である場合)

きっぷの種類	払いもどし手数料(消費税込)
普通乗車券・自由席特急券・自由席グリーン券・普通急行回数券(1枚も未使用の場合)	1枚につき210円 (回数券は1冊につき210円)
立席特急券	出発時刻まで 1枚につき210円
指定席特急券・指定席グリーン券・寝台券・指定席券	列車出発の2日前まで 1枚につき320円 それ以降出発時刻まで 30%(最低320円)
バス乗車券(本州・北海道内、本州～その他区間の一部)	1枚につき100円 ※詳しくは、係員にお尋ねください。
バス乗車券(その他区間)	1枚につき210円
バス指定券	出発時刻まで 1枚につき100円

- 注1:フルムーンバスなどの特別企画乗車券については、別途定められています。係員にお尋ねください。
- 注2:普通乗車券は、未使用の営業キロが100キロを超える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば、払いもどすことができます(ただし条件があります。)その他、詳しくは係員にお尋ねください。

2.航空（払戻しは航空券と引換えに有効期間および有効期間満了日の翌日から起算して10日以内に限り行います。）

・航空券を払戻す場合、1枚につき420円(消費税込)の払戻手数料を申し受けます。

・座席予約済の航空券を払戻す場合、取消時刻により払戻手数料に加え、各航空会社の定めた約款、規定による取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ね下さい。

注1:取消は、お申込店の営業時間内にお申し出ください。

注2:一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

3.JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています。)

払戻しは、発行日または利用日により1ヶ月以内に限ってお取扱いします。原則本券を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に指示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

●宿泊

1.お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取消料を引いた残額を、払戻しいたします。

2.払戻しは、発行日またはご利用日により1ヶ月以内に限って、宿泊確認証発行支店にてお取扱いします。

3.取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。

- 宿泊確認証等の金額欄に(税・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄に明示されています。その他の税(例:入湯税・東京都の宿泊税)がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。
- 宿泊確認証等の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払いください。

●宿泊機関の取消料

予約を取消された場合、または使用されなかった場合は、宿泊日を基準に、又連泊の場合は第1泊目の宿泊料を対象として、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。尚、使用されなかった宿泊券の払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出下さい。

・各宿泊施設により取消料が変わりますので、係員にお尋ねください。標準的な取消料金は次の通りです。

■旅館の場合

申込人員	取消し料率												
	不泊・当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前	31日前
1～14名	50%	20%			無料								
15～30名	50%	20%				無料							
31～100名	70%	50%	20%				10%		無料				
101名以上	70%	50%	25%				15%		10%		無料		

■ホテルの場合

申込人員	取消し料率					
	不泊	当日	前日	2～9日前	10～20日前	21日前
1～14名	100%	80%	20%	無料		
15～30名	100%	80%	20%	10%	無料	
31～100名	100%	100%	80%	20%	10%	無料

- 一部人員の変更(減員)については係員にお尋ねください。
- 宿泊当日、宿泊券に記載した人員より宿泊人員が減少した場合、お泊まりになった旅館で所定の払い戻しを受け、払い戻し欄にご署名ください。尚、その際に上記料率による取消料をいただきます。